

副本

平成25年(ワ)第1356号, 平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲 ほか67名

被告 国

第 1 準 備 書 面

平成26年5月29日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人

早崎 裕子 


坂本 由美 

上原 洋子 

水田 功 

大橋 美帆子 

山本 悟 

出分 日向子 

水島 淳 

目 次

第 1	はじめに	4
1	事案の概要	4
2	原告らの主張の要旨	4
3	被告の主張の要旨	5
第 2	高等学校等就学支援金制度の概要	7
1	高等学校等授業料無償化の目的	7
2	就学支援金制度の仕組み	9
第 3	支給法案に係る国会審議の状況	17
1	衆議院文部科学委員会における審議状況	17
2	参議院文教科学委員会における審議状況	20
第 4	本件規程の制定経緯	22
第 5	九州朝鮮中高級学校が本件規程 1 3 条の基準に適合するものとは認めらるに 至らないとした文部科学大臣の判断は不合理とはいえないこと	29
1	本件規程 1 3 条に適合していることは，支給対象外国人学校の指定の要件 であること	29
2	本件規程 1 3 条の指定の基準を満たすか否かはまずは文部科学大臣の専門 的，技術的判断に委ねられていること	31
3	本件不指定処分に至る経緯	32
4	文部科学大臣の判断は不合理とはいえないこと	43
第 6	本件省令 1 条 1 項 2 号ハの規定の削除は支給法の委任の範囲を逸脱したも のではないこと	44
1	原告らの主張	44
2	本件省令を制定し改定する文部科学大臣の判断には裁量があること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
3	本件省令 1 条 1 項 2 号ハの削除を理由に本件不指定処分が違法になるとは	

いえないこと	4 5
4 本件省令1条1項2号ハの削除に関する原告らの主張が誤りであること	4 6
第7 本件不指定処分は行政手続法6条及び7条に違反するものではないこと	4 7
第8 本件不指定処分は憲法ないし条約等に違反しないこと	5 1
1 本件不指定処分は憲法14条等に違反しないこと	5 1
2 本件不指定処分は民族教育の授業料について経済的援助を受ける権利等を侵害するものではないこと	5 1
第9 本件不指定処分及び本件申請に対する審査について国賠法上の責任が認められないこと	5 2
1 国賠法上の違法の意義	5 2
2 本件不指定処分等について国賠法上の違法性は認められないこと	5 3
3 相互保証があることにつき原告らの立証がされていないこと	5 3
第10 結論	5 4

被告は、本準備書面において、被告の主張を明らかにする。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほかは、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1 はじめに

1 事案の概要

本件は、九州朝鮮中高級学校を設置、運営する本件法人が、文部科学大臣に対し、平成22年11月29日付けで（ただし、本件申請書類が文部科学省に到達したのは同月30日付けである。）、支給法2条1項5号、本件省令1条1項2号ハ及び本件規程14条1項に基づいて、我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校（以下「外国人学校」という。）として就学支援金の支給の対象となる学校（以下「支給対象外国人学校」という。）の指定を受けるために本件申請をしたところ、文部科学大臣から、平成25年2月20日付けで、①本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと及び②本件省令1条1項2号ハを削除したことを理由として、本件不指定処分を受けたことから、九州朝鮮中高級学校高級部に在籍し又は在籍していたとする原告ら（68名）が、審査を不当に放置した上、本件省令1条1項2号ハを削除して本件不指定処分をしたこと及び今日まで九州朝鮮中高級学校を支給対象外国人学校として指定しない不作為により、原告らの平等権等を侵害され、精神的損害を被ったと主張して、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき損害賠償を求めている事案である。

2 原告らの主張の要旨

原告らは、①本件申請から処分までの相当期間は長くとも13か月であり、不当に審査を放置したとして、行政手続法7条に違反する（訴状第3・19ないし22ページ）、②本件省令1条1項2号ハを削除したこと及び九州朝鮮中高級学校が本件規程の各要件を全て満たしているにもかかわらず本件不指定処

分をしたこと並びに今日まで同校を支給対象外国人学校として指定しないこと(不作為)は、極めて不合理であり、憲法13条、14条、26条、98条2項、各種国際人権条約、支給法に違反する(訴状第4・22ないし32ページ)として、上記①及び②について、国賠法1条1項の適用上違法であると主張する。

3 被告の主張の要旨

(1) 文部科学大臣が本件申請から本件不指定処分をするまでに約2年3か月を要したのは、北朝鮮による砲撃事件が起こったことにより、本件申請に対する審査が公正に行うことができるか懸念があったことによる審査手続の停止期間があったことや九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校について、指定の基準を満たすか否かの判断について慎重な審査が継続されていたことによるものである。本件申請に対する調査等に時間を要せざるを得なかったことには合理的理由があり、行政手続法7条に違反するものではない。

(2) 支給法は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし(1条)、支給対象高等学校等(6条)の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受給し、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとするという仕組みを採用している(8条)。このことからすると、支給法は、就学支援金が受給権者である生徒又は学生(以下「生徒等」という。)に対する授業料に係る債権に確実に充当されることを要請しているものであって、設置者によって他に流用されるおそれが否定できないにもかかわらず就学支援金を支給することを許容するものではない。そこで、支給対象外国人学校の指定を受ける基準及び手続等を定める本件規程の第2章「指定の基準」中の規定である13条においては、「指定教育施設(引用者注：本件省令1条1項2号ハの規定に基づき外国人学校で高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものをいう。以下同じ。)は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への

「現実な充当など法令に基づき学校の運営を適正に行わなければならない。」
というように、就学支援金の授業料債権への充当が適正に行われることを特に例示して定めているのである。

また、各種学校についても、適正な学校運営を求める趣旨、内容の学校教育法の規定や私立学校法の規定が準用されること（学校教育法134条2項、私立学校法64条5項）、支給法2条1項5号が、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定める」各種学校を就学支援金支給の対象学校となり得るものとして、ことからすると、支給法は、高等学校の課程に類する課程の履修を含む適正な学校運営を求める学校教育法や私立学校法の規定ないしその趣旨に違反する各種学校を就学支援金支給の対象学校とすることを許容するものではなく、この点について、本件規程13条において、「指定教育施設は、・・・法令に基づき学校の運営を適正に行わなければならない。」と定めているのである。

本件規程13条は、以上の内容の適正な学校運営が行われる外国人学校であることを支給対象外国人学校の指定の基準として定めているものである。そうすると、就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当される学校であること、教育基本法等の関係法令に則した適正な学校運営をしている学校であることは、本件省令1条1項2号ハの指定に当たって検討されなければならない重要事項であり、支給法はこれらの事項を支給対象外国人学校の指定の要件としているといふべきである。

朝鮮高級学校は在日朝鮮人総聯合会(以下「朝鮮総聯」という。)や北朝鮮から影響を受けているとの指摘があり、その関係性等により適正な学校運営がされていることについて十分な確認が得られず、このようなことから就学支援金の支給をする場合にその在学生に対する授業料に係る債権に充当されないことも懸念されたため、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたものであり、文部科学大臣の当該判断は不台

理なものではない。

また、本件省令1条1項2号ハを削除する本件省令改正を行ったのは、朝鮮高級学校については、指定に係る審査の過程において指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があることが明らかになり、支給対象外国人学校の指定をすることができず、他方、当時、同規定によって指定した一部の外国人学校以外に同規定による指定を求める外国人学校はなく、同規定を存続させる必要性もないことを理由とするものであるから、本件省令改正は支給法の委任の趣旨を逸脱するものではない。

(3) 被告は、以下において、まず、高等学校等就学支援金制度の概要について説明し（後記第2）、支給法案に係る国会審議の状況（後記第3）、本件規程の制定経緯（後記第4）を明らかにした上、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合するものとは認めるとしに至らないとした文部科学大臣の判断は不合理とはいえないこと（後記第5）、本件省令1条1項2号ハの割除は支給法の委任の趣旨を逸脱したものでないこと（後記第6）、本件不指定処分は行政手続法6条及び7条に違反するものではないこと（後記第7）、本件不指定処分は憲法ないし条約等に違反しないこと（後記第8）を主張し、本件不指定処分及び本件申請に対する審査について国賠法上の違法性は認められず、原告らの請求に理由がないことを明らかにする。

第2 高等学校等就学支援金制度の概要

1 高等学校等授業料無償化の目的

(1) 支給法は、公立高等学校（地方公共団体の設置する中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）について授業料を徴収しないこととするとともに、公立高等学校以外の高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）の生徒等が、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に

係る経済的負担の軽減を図り、もって、教育の機会均等に寄与することを目的としている（1条，2条2項，同条3項）。

(2) これまで、高等学校等の後期中等教育段階の学校における教育に係る費用負担については、義務教育と異なり、憲法上無償であることが要求されるものではなく（憲法26条2項参照）、また、私立学校を含め一律に無償とすることは實際上困難であることなどから、受益者である生徒等に授業料等の負担を求めることを原則としつつ、経済的理由により就学困難な者に対する奨学金事業の実施、公立高校における授業料減免、私立高校が行う授業料減免への補助等、主として低所得者層を対象とする支援がされてきた。しかし、

①高等学校等における教育を受けるには、授業料のほかにも、教科書費や教材費、授業料以外の学校納付金など、様々な費用がかかり、保護者には決して軽くない経済的負担が生じている現状があり、特に、近年の経済情勢の悪化に伴ってその負担が相対的に重くなっていることから、進学の意欲のある者が経済的理由で就学が困難となることがないよう、一層の教育費負担軽減を図り、教育の機会均等を確保することが喫緊の課題となっていること、②今日、高等学校等は、その進学率が約98パーセント（平成20年度学校基本調査）に達し、国民的な教育機関となっており、その教育の効果は広く社会に還元されるものとなっていることに鑑みれば、高等学校等の教育に係る費用については、社会全体で負担していくことが適当であると考えられること、③諸外国では、多くの国で後期中等教育を無償としており、国際人権A規約においても、中等教育における無償化の漸進的導入が規定されているところ、同規定について留保しているのは日本国とラダガスカルのみとなっている状況であり、これを撤回するための施策を展開していくことが求められていること、以上のような状況の変化に伴い、高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、高等学校等の教育に係る費用負担の在り方を見直し、受益者（個人）に応分の負担をさせるという考え方から社会全体で負担するという

考え方に重点をシフトして施策を進めることが国民的要請になっていた。

支給法は、これらの国民的要請に応え、高等学校等の授業料の実質無償化に向けた取組を進めるための施策の一環として、国が必要な経費を負担すること等により、公立高等学校について授業料を徴収しないこととするとともに、私立高等学校等の生徒等が、その授業料に充てるため、就学支援金の支給を受けることができることとしたものである（以上について、乙第2号証（内閣法制局における審査資料）3ページ）。

(3) このように、支給法は、高等学校等の進学率が98パーセントに達し、国民的な教育機関になっていること等、社会の変化に伴い、高等学校等に係る費用負担を社会全体で負担しようという国民的要請に基づき制定されることとなったものであり、その財源も、国民の租税によるものであり、受益者個人が経済的負担をしない代わりに、国民全体に経済的負担を課すことを前提とした制度となっている。

2 就学支援金制度の仕組み

(1) 就学支援金制度の対象

ア 就学支援金制度の対象となる「私立高等学校等」とは、「公立高等学校」以外の「高等学校等」であり（支給法2条3項）、「高等学校等」とは、次に掲げるものとされている（同条1項）。

- 一 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下省略）
- 二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下省略）
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- 五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を

置くものとして文部科学省令で定めるもの）に限り、学校教育法（括弧内省略）第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があ

るものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第5条及び第7条第1項において「特定教育施設」という。）を含む。）

イ 高等学校等の授業料を実質的に無償化するための具体的な制度設計として、公立高等学校については、生徒が負担する授業料による収入相当額を国が地方公共団体に対して交付することにより、生徒から授業料を徴収しないこととし、私立高等学校などの公立高等学校以外の高等学校等については、在学する生徒等に対して就学支援金を支給するものとされた。このような二本立ての制度とされたのは、支給法制定の趣旨を実現する上で、設置者や学校の種別に応じて、最も合理的と思われる方法を探ったことによる。

すなわち、公立高等学校について、生徒が負担する授業料による収入相当額の資金を国が地方公共団体に対して支給するとともに、地方公共団体が負担していた授業料減免相当額については引き続き地方公共団体が負担することにより、公立高等学校の授業料を不徴収とすることとされたのは、①高等学校等の生徒の約7割を占め、我が国における高等学校教育の中核を担う公立高等学校については、支給法制定の趣旨を実現するため、授業料の無償化を確実に措置する必要性が高いこと、②授業料の設定については、設置者である地方公共団体が権限を有するものの、広く地域住民に高等学校教育を提供する教育機関として、組織運営の実態やそれに関する経費に一定の共通性を有しており、また、実際にも、ほとんどの地方公共団体において、地方交付税単価（現行11万8800円）に準拠して授業料を設定するなど、授業料の額には余り差がないため、国が標準的な授業料額を設定して授業料の不徴収に必要な経費を措置することが比較的容易であること、③就学支援金を個人に支給する場合に比べ、受給資格の認定申請等の手続が不要となるなど、事務負担の軽減に資することなどによるも

のである。

ウ 他方、私立高等学校等について、在学する生徒等に対して就学支援金を支給するものとされたのは、①建学の精神に基づいて特色ある教育を行っており、授業料設定も含め、その自主性を尊重する必要があること、②平均授業料額が公立高等学校と比較して高く、国の支援により授業料の無償化を実現すれば、多額の財政負担が生じることなどに鑑みると、公立高等学校と同様に授業料の不徴収を義務付けてこれに要する経費を国が措置することによる授業料の無償化を図ることは現実的に困難であったため、私立高等学校等の生徒等に公立高等学校の授業料の額に相当する就学支援金（低所得世帯の生徒については加算した額）を一律に支給することとし、学校設置者がこれを代理受領して授業料に係る債権の弁済に充てることとすることにより、公立高等学校と同程度の負担軽減を図るものとされた(以上について、乙第2号証4ページ)。

(2) 受給権者

支給法は、就学支援金について、「私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該私立高等学校等（括弧内省略）における就学について支給する。」（4条1項）とし、当該生徒等（ただし、同条2項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令（本件省令）で定めるところにより、その在学する私立高等学校等の設置者を通じて、当該私立高等学校等の所在地の都道府県知事に対し、当該私立高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないとしている（5条）。

また、支給法は、国が、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付し（15条1項）、都道府県知事が受給権者である生徒等に対して就学支援金を支給することとし（7条1項）、支給対象学校の

設置者は、受給権者である生徒等に代わって当該就学支援金を受領し、その有する当該受給権者である生徒等の授業料に係る債権の弁済に充てるものとしている。(8条)。

このように、就学支援金制度は、私立高等学校等に在学する生徒等で日本国内に住所を有する者を就学支援金の受給権者であるとした上で、国が地方公共団体に対して当該生徒等に係る就学支援金の支給に要する費用を交付し、地方公共団体の長から支給される当該生徒等に係る支給分を当該私立高等学校等の設置者が代理受領し、当該私立高等学校等が当該生徒等に対して有する授業料に係る債権の弁済に充当させることとするものであり、私立高等学校等の設置者に対して機関助成する制度ではなく、生徒等個人に対して助成する制度である。

就学支援金制度が私立高等学校等の設置者に対する機関助成とせず、生徒個人に対する助成をするという構成を採っているのは、学校設置会社等学校法人以外のものが設置する高等学校、専修学校、各種学校等に通う生徒等を含め、その在学する学校の設置者の種類や意向にかかわらず、より幅広く後期中等教育段階において学ぶ生徒等に対して確実な支援をすることを可能とするためである(乙第2号証4, 5ページ)。そして、支給法制定の目的を達するためには、①受給権者である生徒等個人に支給した「高等学校等就学支援金」が授業料以外に流用されることを防止する必要があること、②地方公共団体等を通じて受給権者である生徒等個人に直接支給する仕組みとする場合には事務的な負担が大きくなるため、極力これを抑制する合理的な仕組みとすることがあることなどから、支給校の設置者が受給権者に代わって就学支援金を受け取り、これを授業料債権に充当する仕組みとされた(支給法案8条)。これは、同規定により、支給対象学校の設置者と受給権者である生徒等との間に法定代理関係を創設し、設置者は、法律上、受給権者である生徒等に代わって就学支援金を受領する権原を与えられるとともに、当該就

学支援金を受領すべき義務を負うとするものである（乙第2号証11ページ）。

なお、原告らは、支給法が就学支援金の支給に当たって代理受領の仕組みを採用していることについて、「事務手続上の煩雑回避の観点から」（訴状11ページ）としているが、これは誤りである。上記のとおり、代理受領の趣旨は、事務的な負担の抑制という観点のみではなく、就学支援金が授業料以外に流用されることを防止することにもある。

(3) 本件省令1条1項2号の内容

前記(1)ア（9ページ）のとおり、支給法は、就学支援金制度の対象となる私立高等学校等のうち、専修学校及び各種学校については、「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」と定め、「高等学校の課程に類する課程」への該当性の判断を省令へ委任している（2条1項5号）。

これを受け、各種学校に関しては、本件省令1条1項2号において、「各種学校であって、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもの」（外国人学校）については、次に掲げるものを「高等学校の課程に類する課程を置くもの」としている（ただし、同号ハは、改正省令によって削除された。）。

「イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであって、文部科学大臣が指定したもの

ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであって、文部科学大臣が指定したもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」

本件省令1条1項2号イは、具体的には、大使館等を通じて日本の高等学校に対応する外国の学校と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられていることが確認できるもの（民族系外国人学校）を、同号ロは、国際的に実績のある学校評価団体の認証を受けていることが確認できるもの（インターナショナルスクール）をそれぞれ指しており、いずれも、大使館等の証明や国際的な評価機関による認証によって、制度上、「高等学校の課程に類する課程」であることを確認できるものを対象としたものである。

他方、上記のような確認ができない外国人学校が存在しており、また、その該当性の審査を文部科学大臣が個別に確認する方法によって行うことが可能であると考えられたことから、本件省令1条1項2号ハとして、「イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したものの」との規定が置かれていた（乙第3号証1, 2ページ）。

なお、朝鮮高級学校については、支給法2条1項5号の「各種学校」となっているものの、要件を満たせば、制度上、同項1号の「高等学校」になり得るし、本件省令1条1項2号イによる指定、同号ロによる指定もあり得るところであり、同号ハによる指定を受けなければ就学支援金の支給対象校となり得ないというのではない。

また、学校教育法1条に規定する高等学校に在学する生徒であれば、朝鮮籍の者であっても、日本国籍の者であっても、他の国籍の者であっても、国籍にかかわらずひとしく無償で教育を受け又は就学支援金を受給することができるし、また、各種学校である外国人学校に在学する外国人の生徒についても、当該学校が本件規程に適合して支給対象外国人学校の指定を受ければ、朝鮮籍の者であっても、他の国籍の者であっても、国籍にかかわらず就学支援金を受給することができる。他方、支給対象校以外の学校に在学する生徒

については、国籍にかかわらず、就学支援金を受給することはできない。このように、支給法は、当該学校が支給対象校としての要件を満たす学校か、そうとはいえないかによって区別しているのみであり、生徒自身や生徒の国籍によって区別しているわけではない。

さらに、支給対象校としての指定処分は、いわゆる給付行政、給付処分であり、処分の性質それ自体は、侵害行政、侵害処分ではない。すなわち、支給対象校としての指定処分を受けることができなくても、生徒は、当該学校において学ぶことはこれまでと何ら変わらずできし、その授業料も、これまで支払ってきた金額と何ら変わりはない。ただ、支給対象校としての指定処分を受けることができた場合には、その補助として就学支援金（基本、年間11万8800円）が受けることができることとなるというものである。

(4) 本件規程の内容

ア 本件省令1条1項2号ハの「文部科学大臣が定めるところ」として、平成22年11月5日文部科学大臣決定「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」（本件規程）が、支給対象外国人学校の指定の基準及び手続等について定めており、本件省令1条1項2号イ及びロに該当しない外国人学校が同号ハの指定がされる学校か否かは、本件規程に基づき判断されることとなる。

イ 本件規程は、第1章において「総則」、第2章において「指定の基準」、第3章において「指定の手続等」をそれぞれ定めているところ、指定の基準については、修業年限、授業時数、同時に授業を行う生徒、授業科目、教員数、教員の資格、校地等、校舎等、校舎の面積、設備に関する基準が定められている（2条ないし11条）ほか、「指定教育施設においては、学校教育法第134条第2項において準用する同法第42条及び第43条並びに学校教育法施行規則（括弧内省略）第190条において準用する同規

則第66条第1項の規定による学校運営の状況に関する自己評価及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供、私立学校法(括弧内省略)第64条第5項において準用する同法第47条第1項及び第2項の規定による財産目録等の備付け及び閲覧、その他の法令に基づき情報の提供等が適正に行われなければならない。」(12条)とし、また、「前条(引用者注:本件規程12条)に規定するもののほか、指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づき学校の運営を適正に行わなければならない。」(13条)としている。

ウ 本件規程13条が支給対象外国人学校の指定の基準として上記内容の法令に基づき学校運営の適正性を定めているのは、就学支援金制度の対象となる外国人学校についても、同じく就学支援金制度の対象となる学校であって財務関係を含む学校運営の適正を求める趣旨、内容の学校教育法及び私立学校法の各規定の適用がある私立高等学校及び専修学校(高等課程)と同様に、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることが確認できる体制等が整っていることが当然の要件となるものであり、これを含めて高等学校の課程に類する課程を行うための学校運営が法令に基づき適正なものであり、国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであると確認できることが必要であるとの趣旨に基づきものである(この趣旨は、後記第4(本件規程の制定経緯)の4(1)及び(2)(27ないし28ページ)で述べる本件規程で定める指定の基準の基本的考え方及びポイントとして指摘されたものである。)

なお、教育基本法16条1項は、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものである」と規定しているところ、同規定は、「教育が専ら教育本来の目的に従って行われるべきことを示したものと考えられ」、同条項が排斥しているのは、教育が国民の信託にこたえて右の意味において自主的に行われるこ

とをゆがめるような『不当な支配』であるとされている（最高裁昭和51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615ページ参照）。このような不当な支配がされている学校は、学校運営そのものを適正に行うことができない状況にあるから、この場合には、当該学校は本件規程13条に適合するものとは認められないことになる。

エ 本件規程は、本件省令1条1項2号ハに基づき支給対象外国人学校の指定の手續等として、指定を受けようとする外国人学校の設置者の申請によることとし（14条1項）、文部科学大臣は、「(前略) 指定を行うとするときは、あらかじめ、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議で文部科学大臣が別に定めるものの意見を聴くものとする。」（15条）としている。

第3 支給法案に係る国会審議の状況

支給法案は、政府提出法案として内閣法制局の審査を経て国会に提出され、衆議院及び参議院の各決議を経て、支給法が成立するに至った。支給法案は、衆議院においては文部科学委員会において、参議院においては文教科学委員会において、それぞれ審議されたところ、いかなる各種学校を高等学校等就学支援金支給の対象学校に指定する対象とすべきかについては、各議院において詳細な議論が交わされ、特に、朝鮮高級学校を同指定の対象とするか否かについて、以下のとおりの議論がされた。

1 衆議院文部科学委員会における審議状況

(1) 平成22年3月5日における衆議院文部科学委員会
省令で定める就学支援金支給の対象学校とする指定の対象が既に決まっているかどうかとの質問（馳浩委員）に対し、文部科学大臣は、「省令でございまして、法律成立後に定めるということでありまして、(中略) 国会の議論も踏まえることも必要である」と認識しておりますので、現時点で決ま

ってはおりません。」(乙第4号証の1・10ページ, エシツク部分は引用者。以下同じ)と答弁した。

「高等学校の課程に類する課程を置く」学校であることに關して、本邦内の外国人学校の全てに法を適用するの可否かとの質問(宮本岳志委員)に対し、文部科学大臣は、「(前略)文部科学省令において対象を定める際の客観性を保持するために、高等学校の課程に類する課程として、その位置づけが、学校教育法その他により制度的に担保されていることを規定することと予定をいたしております。そういう意味から、自動的に外国人学校の高等課程に類するものすべてが今の時点で対象になっているということではありません。」(16ページ)と答弁した。

支給法案で朝鮮高級学校を除外するかどうかとの質問(松本龍委員)に対し、文部科学大臣は、「(前略)専修学校でどういうものが入れるのか、各種学校でどういうものが入れるのかという、要するに、まさに高等学校の課程に類する課程というものをどういう物差して評価するのかということにすべての議論が集約されるのではないかとというふうに思っております。その基準と確認方法についていろいろ検討しているところであります。加えて、この国会の審議も踏まえながら、最終的に省令として決めたいというふうに思っております。」(20ページ)と答弁した。

「各種学校」(支給法2条1項5号)につき、省令でその定義を定めることとした理由の説明を求めた質問(吉田統彦委員)に対し、文部科学副大臣は、「(前略)高等学校の課程に類するかどうかということがまさに省令で定める内容でございます。専修学校あるいは各種学校というのは、その内容あるいは形態が非常に多種多様でございます。これは極めて技術的、専門的事柄であるというふうに考えております。」(36ページ)と答弁した。

就学支援金支給の対象学校とする指定の対象とされる各種学校についてどのような線引きをするかとの質問(下村博文委員)に対し、文部科学大臣は、

「(前略) 高等学校の課程に類する課程としてその位置づけが学校教育法その他のにより制度的に担保されているという概念から、(各種学校は) 基本的には入りません。そういう意味では、制度的に担保されていないから原則として支給対象とはしないという方向を今検討しておりますけれども、学校教育法上、専修学校にはなれないために例外的に各種学校の認可を受けているのが外国人学校でございます。そういう意味で、例外的に各種学校の認可を受けているもので一定の要件を満たすものについては、就学支援金の支給対象とすることとしたいと考えております。なお、その際の要件として、客観的に我が国の高等学校の課程に類する課程であることが認められるものということであるような外国人学校を指定することを考えておりますが、今その中身は検討しておるところでありますし、国会の議論を踏まえながら最終的に決めたいと思っております。」(38ページ)と答弁した。また、北朝鮮と我が国とは国交がなく、教育内容のチェックもできないにもかかわらず、朝鮮高級学校を指定していいのかどうかとの質問(同委員)に対し、文部科学大臣は、「(前略) 外国人学校は、どういう客観的物差しでどういう方法でそれ(引用者注：高等学校の課程に類する課程であること)を確認するかというのが、みんなにわかりやすく、そしてはつきりとする種の制度的な客観的担保がないと、おっしゃるように国としての責務を果たすことができないということの中で、まさにこの国会の議論も踏まえて検討させていただきたいし、いろいろな意見をまたいろいろお聞かせもいただきたいと思います。おります。」(39ページ)旨答弁した。

(2) 平成22年3月10日における衆議院文部科学委員会

朝鮮高級学校に対する柔軟な対応を求める要望がされた質問(川口浩委員)に対し、文部科学大臣は、「(前略) 今回、『省令で定める』の対象としては、基本的には、各種学校というのは、高等学校の課程に類する課程とみなせるという制度的担保がありませんので基本的には対象外としたいと思っている

のですが、各種学校の中の外国人学校だけは、制度上、専修学校の高等課程になれないということと適用を除外されているので、なれないということの中で置かれているから、実質上、高等学校の課程に類する課程とみなせるかどうかを判断基準をしっかりと判断をすることを省令で決めたいというふうにしておりますので、今お問いの部分のいろいろな議論が、この委員会、あるいは御視察、あるいは参考人等々であったと思いますが、私の立場で言えば、客観的にこの学校が高等学校の課程に類する課程を有するというふうに判断するのに、どういう運用、方法でやるかということは今一生懸命検討している」(乙第4号証の2・5ページ)と答弁した。

(3) 平成22年3月12日における衆議院文部科学委員会

まず、冒頭、松野頼久内閣官房副長官から、「(前略) 就学支援金の支給対象について、いわゆる高校実質無償化法案は、日本国内に住む高等学校等の段階の生徒が安心して教育を受けることができるようになるものであります。このために、外国人学校の取り扱いに関しましても、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであり、政府としては以下のように考えるものでございます。本法案においては、外国人学校を含む専修学校及び各種学校に係る就学支援金の支援の対象範囲については、高等学校の課程に類する課程として位置づけられるものを文部科学省令で定めることとしております。これまでの各大臣の発言につきまして、高等学校の課程に類する課程としての位置づけを判断する基準や方法についてはさまざまな論点があることを述べたものでございます。文部科学省令については、国会における審議も踏まえつつ、文部科学大臣の責任において判断するものでございます。」旨説明がされた(乙第4号証の3・1ページ)。

2 参議院文部科学委員会における審議状況

(1) 平成22年3月19日における参議院文部科学委員会

朝鮮高級学校が就学支援金支給の対象学校とする指定の対象になるか否かについての質問（大島九州男委員）に対し、文部科学大臣は、「（前略）各種学校はまさに任意、自由な学校でありますので、基本的には対象にならない。ただ、外国人学校だけは制度上専修学校になれない規定になっておりますので、この学校にに関してだけは高校の課程に類するものとみなせるかどうかを客観的に判断できるようにして判定すべきだというふうに思っております。国会でもいろいろ御議論がありますが、その部分で客観性を担保する仕組みを今議論している」（乙第4号証の4・4ページ）と答弁した。

（2）平成22年3月25日における参議院文教科科学委員会

就学支援金支給の対象学校に指定される外国人学校を法律成立後に省令で定めることを前提として、省令の内容として具体的にいかなるものを考えているかとの質問（水岡俊一委員）に対し、文部科学大臣は、「（前略）外国人学校については、教育内容等について法令上特段の定めがなく、本国における正規の課程と同等の教育活動や独自の教育課程に基づき自由な教育活動を行っており、我が国の学校制度をそのまま当てはめて判断することは適当ではないと考えられます。このため、外国人学校について高等学校の課程に類する課程であることを制度的に担保するための要件として、一つは、我が国の高等学校に対応する本国の学校と同等の課程であると公的に認められること、二番として、国際的に実績のある評価機関による客観的な認定を受けていることとし、これらの要件を満たすものを支給対象としたいと考えております。さらに、これらの二つの方法以外にも、客観的に我が国の高等学校の課程に類する課程であることが認められる基準や方法について、教育の専門家等による検討の場を設け、関係者の意見も聞きながら検討していきたいと考えています。（中略）いわゆる教育専門家による検討の場で基準と評価方法と判定の仕組みを御議論いただいで、それに基づいて決めるという第三の道をつくらうと考えております。」（乙第4号証の5・3ページ）と答弁

した。

(3) 平成22年3月30日における参議院文教科学委員会
朝鮮高級学校について、授業内容がいかなるものか確認する方法があるの
かとの質問（義家弘介委員）に対し、文部科学大臣は、「（前略）何らかの
評価基準を、文部科学省が決めるという前に、客観的に、制度的、専門的に
議論をいただいて、中身をどう判断するのか、申し上げましたように、国交
がない、国際の認証機関の認証を受けていないという人たちを何かの基準と
方法で判断できるかどうかを検討の場を通じて御議論いただいて、それを踏
まえて私たちとしては判断をしたいということを申し上げているところござ
いいます。」（乙第4号証の6・6ページ）と答弁した。さらに、朝鮮高級
学校が就学支援金支給の対象学校とする指定の対象となるか否かとの質問
（同委員）に対し、内閣総理大臣は、「（前略）最終的に、これは当然、（中
略）検討の場を設けるということになったと。その検討の場ですっかりと検
討することでありまして、決して丸投げをするということではなくて、
むしろこのようなことをすべて文科省の中で決定するというよりも、むしろ
第三者的な判断というものをしつかりと求めて、そこでより正しい判断とい
うものがなされる必要があるかということとで検討の場がつくられた
と思っております。」（6ページ）と答弁した。

第4 本件規程の制定経緯

1 平成22年3月31日に支給法が公布され、同年4月1日、支給法が施行さ
れるとともに、本件省令が公布、施行された。

支給法は、前記第2の2(3)（13ないし15ページ）のとおり、就学支援
金制度の対象となる私立高等学校等のうち、各種学校については、「高等学
校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの」と定め、「高
等学校の課程に類する課程」の該当性の判断を省令へ委任した（2条1項5号）。

これを受け、本件省令1条1項2号は、「各種学校であつて、我が国に居住する外国人を専ら対象とするもののうち、次に掲げるものを「高等学校の課程に類する課程を置くもの」とした。

「イ 高等学校に対応する外国の学校の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられたものであつて、文部科学大臣が指定したもの

ロ イに掲げるもののほか、その教育活動等について、文部科学大臣が指定する団体の認定を受けたものであつて、文部科学大臣が指定したもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるところにより、高等学校の課程に類する課程を置くものと認められるものとして、文部科学大臣が指定したもの」

2 本件省令1条1項1号に定める専修学校並びに同項2号イ及びロに定める外国人学校は、その該当性を客観的に判断することが可能な類型のものであるが、同号ハに定める外国人学校については、国会審議において、朝鮮高級学校がこのカテゴリーに含まれ得ることを前提とし、支給対象外国人学校とする指定の対象とするか否かにつき賛否両論があり、客観的かつ普遍的な判断の基準、方法について、その判断の可否を含めて、専門的、技術的な判断を要する事柄であるとされていた。その結果、同号ハに定める外国人学校の該当性については、なお専門的、技術的な判断を要するものとして、その判断の基準、方法等を具体的に定めることになつた。

そこで、本件省令1条1項2号ハに定める外国人学校の該当性についての判断の基準、方法等について検討するため、平成22年5月26日から同年8月19日までの間、5回にわたり、教育の専門家等が委員となつて構成された検討会議が開催され、上記の判断の基準、方法等に関して議論が交わされた。検討会議での議論の概要は、後記3のとおりである（乙第5号証の1）。

3 検討会議での議論の概要

(1) 平成22年5月26日に開催された検討会議（第1回）

冒頭、文部科学副大臣から、本件省令1条1項2号ハについて、「高等学校の課程に類する課程」として満たすべき基準や手続、「高等学校の課程に類する課程」を審査する体制、方法等について検討するものであること、外国人学校の指定について、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるということが法案審議の過程で政府統一見解として示されたことなどの説明がされた。

その上で、委員の間で教育の水準や教員の質について、高等学校の基準を用いるべきか、専修学校の基準を用いるべきか、朝鮮高級学校においては反日教育を行っているとの意見を踏まえて教育内容をどこまで確認すべきか、朝鮮高級学校については、在日3世、4世の子供もいることを踏まえなければならぬのではないか、対象となる各学校の状況が分かる資料の収集や、現地調査やヒヤリングなどを行って、しっかりと現状を把握することが必要ではないか、などの議論が交わされた。

(2) 平成22年6月30日に開催された検討会議（第2回）

事務局が訪問・撮影した東京朝鮮高級学校の授業風景、施設・設備についての映像を視聴するとともに、東京朝鮮高級学校から借り受けた教科書の閲覧等が行われた。引き続き、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」としての判断の基準及び方法について、各教科の個別具体的な指導内容まで勘案する必要があるか否か、教員についての資質としてどの程度のものを求めるか、などの議論が交わされた。

(3) 平成22年7月16日に開催された検討会議（第3回）

事務局から、判断基準のイメージ、考え方の整理案が示された。同整理案では、専修学校設置基準におけるものと同程度の生徒数や教員数、教員資格が示された（乙第5号証の2）。

委員からは、上記整理案を踏まえ、教員の質の確保と処遇を重要視するこ

と、情報公開を適切に行っていることに留意すべきこと、就学支援金を代理受領する以上は、我が国の法令を遵守することはもちろんのこと、学校運営の体制がきちんとしているかどうかは重要であること、就学支援金の支給を適正に行うために必要な限りにおいて学校運営の適切さを確認する必要があることなどに加え、朝鮮高級学校の教員につき、その多くが卒業している朝鮮大学校での教科科目は、我が国のものと外形上の差異がないことなどの指摘がされた。また、東京以外に所在する朝鮮高級学校について、学校の様子を確認したいとの意見が出された。

(4) 平成22年7月26日に開催された検討会議（第4回）

「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」（骨子）（案）が示された。その概要は、①「高等学校に類する課程を置くもの」に該当する基準は、「専修学校高等課程」との均衡を図る観点から、原則として、専修学校高等課程に求められている水準が基本であるが、高等学校に求められている教育活動の水準も加味することが適当である、②各種学校の運営については学校教育法、私立学校法などにおいて規定されているところ、就学支援金支給の対象学校とする指定の対象となる各種学校がこれら関係法令の諸規定の遵守をすることは当然であり、法令に基づき学校の運営の適正を改めて求めることが適当である、③説明責任を果たす観点から、学校の情報の提供及び公表が適正に行われていることを改めて求めることが適当である、④基準の項目は、以上の点を踏まえたものとし、例えば、「就学支援金の管理その他の法令に基づき学校の運営が適正に行われていること」を項目として掲げ、審査体制については、例えば、「審査は、教育制度の専門家等の第三者が、専門的見地から客観的に行い、対象とすることがどうかについて意見を取りまとめ、最終的には、文部科学大臣の権限と責任において指定することが適当。」というものである（乙第5号証の3）。

次いで、東京都以外に所在する朝鮮高級学校の様子を撮影した映像の視聴

が行われた。

委員からは、以上を踏まえ、教育の水準としては高等学校レベルを求めること、個別の指導内容までは踏み込まないが、教育活動については全体として審査すること、我が国社会の担い手として、あるいは国際社会で活躍することを期待することや、学校がそういった人材育成に向けて努力すべきというメッセージが重要であることなどの指摘がされた。また、朝鮮高級学校について授業以外の時間で用いられている言語の確認や生徒数などの質問が行われた。

(5) 平成22年8月19日に開催された検討会議（第5回）

東京都以外に所在する朝鮮高級学校の様子を撮影した映像が視聴され、現代朝鮮歴史の教材の邦語訳本の回覧がされた。

また、これまでの議論を踏まえた「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」（報告）（案）が事務局から示された（その内容は、後述する「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」（報告）と同旨である。）。

委員からは、以上を踏まえ、教育活動について何も見ないという誤解を与えないようにすべきであること、学校としての全体の姿について、客観的、制度的に見ようとしたという意図が明確になるようにすべきであることなどが指摘された。

4 平成22年8月30日付け「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」（報告）

前記3の検討会議における議論を受け、平成22年8月30日付け「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について」（報告）が策定、公表され（甲第11号証）、文部科学大臣は、同報告を基本として、本件規程を策定した。

同報告の概要は、以下のとおりである。

(1) 基準の基本的考え方

各種学校のうち外国人学校についても、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に該当するかどうかを判断する基準は、専修学校高等課程との均衡を図る観点から、原則として専修学校高等課程に求められている水準を基本とすることが適当である。

一方、各種学校は、入学資格は特に限定はなく、修業年限が原則1年以上で、年間授業時数は680時間以上とされているが、簡易な技術・技芸等の課程では3か月以上1年未満とする例外的な取扱いも認められていること、具体的な教育内容についての定めがないことなどから、このような多種多様な各種学校の一つである外国人学校のうち「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準は、「専修学校高等課程」に求められる水準に加えて、高等学校に求められている教育活動の水準も加味しながら、「高等学校の課程に類する課程」を置くものとして限定が可能な基準となるよう、策定することが適当である。

また、本件省令1条は、就学支援金支給の対象学校とする指定をする対象を定める際の客観性を担保するために、「高等学校の課程に類する課程」としての位置づけが制度的に担保されているものを規定することを基本的な考え方としていることから、同条1項2号ハの基準についても、仕組みとして制度的、客観的に把握し得る内容によることを基本とすべきである。

(2) 基準のポイント

教育課程及び教育水準が高等学校で行われる教育に類似するものに限りに、「高等学校の課程に類する課程」とすることが適当であるから、修業年限は原則として3年以上であることを求めるとともに、教育課程及び教育水準については、中学校卒業程度を基礎とし、高等学校の教育に類する教育、すなわち、体育、芸術等の科目を含む高度な普通教育に類する教育を施すにふさわしい授業科目の開設を求めることが適当である。この点の審査は、個別具

体的な教育内容を審査するのではなく、各学校の年間指導計画表などに基づいて教育課程を確認することにより行うことが適当である。

教員の資格については、「専修学校高等課程」に求められる水準を基本としつつ、教育課程の基準において、高度な普通教育に類する教育を求めていることを踏まえ、これを適切に実施できる資質を有していることが求められることから、教員としての職務を実施するに必要な専門的教育を受けていることを求めることが適当である。

そして、就学支援金は、法律において、生徒が在学する学校が生徒に代理して受領し、生徒の授業料に係る債権の弁済に充てることとされており、各種学校の運営については、学校教育法、私立学校法などにおいて諸規定が設けられている。就学支援金に係る文部科学大臣の指定を受ける各種学校については、各校が就学支援金の管理を適正に行うとともに、これらの関係法令の諸規定を遵守していることは当然であり、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準において、就学支援金の管理その他の法令に基づき学校の運営が適正に行われることを改めて求めることが適当である。

また、「高等学校の課程に類する課程を置くもの」に求められる基準において、学校の情報の提供及び公表が適正に行われていることを改めて求めることが適当である。

(3) 基準の項目

以上を踏まえ、「教育課程等」、「教員」、「施設・設備」、「運営及び情報提供」が基準の項目とされた。

このうち、運営については、「就学支援金の管理その他の法令に基づき学校の運営が適正に行われていること」が基準とされている。

(4) 審査体制・手続等について

支給対象外国人学校の指定については、外交上の配慮などにより判断すべきものではなく、教育上の観点から客観的に判断すべきものであるというこ

とが法案審議の過程で明らかにされた政府の統一見解であるため、審査は、教育制度の専門家を始めとする第三者が、専門的な見地から客観的に行い、対象とどうかについて意見を取りまとめ、最終的には、文部科学大臣の権限と責任において、支給対象外国人学校の指定がされることが適当である。

第5 九州朝鮮中高級学校が本件規程 13条の基準に適合するものとは認めるに至らないとした文部科学大臣の判断は不合理とはいえないこと

1 本件規程 13条に適合していることは、支給対象外国人学校の指定の要件であること

(1) 原告らは、「九州朝鮮高校は『規則ハ号規定』の各要件をすべて満たしていることから、(中略) 本件処分をしたことは無償化法等の関連法規に反しており、明らかに違法である」(訴状32ページ)と主張し、本件規程 13条については、「九州朝鮮高校では、財産目録、事業報告書を毎年度作成して、それを受けて監査等もなされており、その結果に関する情報開示も実施されていることから、(中略) 13条の要件を満たす」(同31, 32ページ)と主張する。

(2) しかしながら、前記第2 (7ないし17ページ)のとおり、支給法は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし(1条)、支給対象高等学校等(6条)の設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受給し、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることとするという仕組みを採用しており(8条)、同法は、就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料に係る債権に確実に充当されることを要請しているものであって、設置者によって他に流用されるおそれが否定できないにもかかわらず就学支援金を支給することを許容するものではない。そこで、就学支援金制度の対象となる学校であって財務関係を

含む学校運営の適正を求める趣旨，内容の学校教育法及び私立学校法の各規定の適用がある私立高等学校及び専修学校（高等課程）と同様に，就学支援金制度の対象となる外国人学校についても，就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることが確認できる体制等が整っていることが当然の要件となるものであるから，支給対象外国人学校の指定の基準及び手続等を定める本件規程の第2章「指定の基準」中の規程である13条において，「指定教育施設は，高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づき学校の運営を適正に行わなければならない。」というように，就学支援金の授業料債権への充当が適正に行われることを特に明示して定めているのである。

(3) また，各種学校である外国人学校についても，適正な学校運営を求める趣旨，内容の学校教育法や私立学校法の規定が準用されること（学校教育法134条2項，私立学校法64条5項），支給法2条1項5号は，「高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定める」各種学校を就学支援金支給の対象学校となり得るものとしていることからすると，支給法は，高等学校の課程に類する課程の履修を含む適正な学校運営を求める学校教育法や私立学校法の規定ないしその趣旨に違反する各種学校を就学支援金支給の対象学校とすることを許容するものではなく，この点について，本件規程13条において，「指定教育施設は，（中略）法令に基づき学校の運営を適正に行わなければならない。」と定めているのである。そして，教育基本法16条1項は，教育に対する「不当な支配」を禁止しているところ，この「不当な支配」を受ける学校は，学校運営そのものを適正に行うことができないから，「不当な支配」のある外国人学校については，その学校運営が適正に行われることを支給対象外国人学校の指定の基準とする本件規程13条に適合しない学校として，支給対象外国人学校の指定をすることはできないのである。

(4) 本件規程 13条は、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当が行われることができる体制等が整っていることを含めて高等学校の課程に類する課程を行うために学校運営が法令に基づいた適正なものであり、国民の租税負担によって授業料の負担を軽減するにふさわしいものであることが必要であるとの趣旨から、上述の内容の法令に基づき適正な学校運営が行われる外国入学校であることを支給対象外国入学校の指定の基準として定めているものである。そうすると、就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当される学校であること、教育基本法等の関係法令に則した適正な学校運営をしている学校であることは、本件省令1条1項2号ハの指定に当たって当然に検討されなければならない重要事項であり、支給法はこれらの事項を支給対象外国入学校の指定の要件としているというべきであるから、これらの事項を支給対象外国入学校の指定の基準とする本件規程 13条に適合すると認めるに至らないことのみを理由として不指定処分をすることも予定されている。

2 本件規程 13条の指定の基準を満たすか否かはまずは文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられていること

前記 1 のとおり、本件規程 13条は、就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当される学校であること、教育基本法等の関係法令に則した適正な学校運営をしている学校であることを支給対象外国入学校の指定の基準としており、これらは指定要件となっているものであるが、上記基準の適合性判断は、その性質及び内容からしておのずと専門的、技術的検討・判断を伴うものであり、前記第 3 及び第 4 (17ないし 29 ページ) で述べた国会での議論や本件規程の制定経緯等に鑑みても、まずは教育行政に通暁する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているというべきである。

以下、本件不指定処分に至る経緯を明らかにし、九州朝鮮中高級学校が本件規程 13条に適合すると認めるに至らないとした文部科学大臣の判断が不合理

とはいえないことを明らかにする。

3 本件不指定処分に至る経緯

(1) 九州朝鮮中高級学校を設置、運営する本件法人は、平成22年11月29日付けで（ただし、本件申請書類が文部科学省に到達したのは同月30日付けである。）、文部科学大臣に対し、本件規程14条に基づき、本件省令1条1項2号ハに基づく支給対象外国人学校の指定を求める本件申請をした。

文部科学大臣は、本件規程15条に基づき、教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される高等学校等就学支援金の支給に関する審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くこととした。そして、審査会は、平成23年11月2日、同年12月16日、平成24年3月26日及び同年9月10日に合計4回開催され、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について、支給対象外国人学校の指定の可否が審査された。しかし、審査会の審査では、朝鮮高級学校について、本件規程13条に適合するとの意見は出されなかった（乙第6号証の1ないし4）。

(2) 文部科学大臣は、本件申請を所管する文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室（以下「支援室」という。）をして、審査会の審査と並行して、「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の審査」の参考とするため、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校に対し、以下のとおり、本件規程13条に関する問題点を指摘して、各種の文書照会等の調査をした。同調査においては、就学支援金が授業料に係る債権の弁済として確実に充当される学校であること、教育基本法等の関係法令に則した適正な学校運営をしている学校であることなどを審査する観点から、調査が行われた。

ア 支援室は、平成23年11月9日、各朝鮮高級学校に対し、①「教科書内容の変更には、北朝鮮本国の決裁が必要」との新聞報道の真偽について、②教育内容について朝鮮総聯の指導を受けることの有無について、③朝鮮総聯の傘下と指摘される団体への生徒・教員の自動的加入の有無、同団体

の活動への参加の有無について、④朝鮮総聯幹部の役員就任の有無、役員人事に関する北朝鮮（金正日総書記）ないし朝鮮総聯の関与の有無等について、⑤我が国と北朝鮮及び朝鮮総聯との認識・立場が異なる事柄に関する指導方法について、⑥拉致問題に関する事項について、⑦大韓航空機爆破事件に関する事項について、⑧ミサイル発射に関する事項について、⑨我が国の領土等に関する教育の在り方について、⑩主体思想に対する見解についてなどを、文書により照会した（乙第7号証）。

これに対し、九州朝鮮中高級学校は、教科書内容の変更には北朝鮮本国の決裁が必要であるとの報道は事実ではないこと、教育内容について朝鮮総聯の指導を受けることはないもの、民族科目について朝鮮総聯の協力を得ていること、朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮人教職員同盟（教職同）や在日本朝鮮青年同盟（朝青）への教職員や生徒の加入は任意であり、自動的に加入するものではないこと、教職同に加入する教員は、質の向上、権利擁護など民族教育発展のための活動、教員の福利厚生のための活動などを行っていること、学校での朝青活動は、日本学校の生徒会と同様、教員の指導の下で、学生たちが自発的に学校生活の充実と改善を図る活動、部活動などの課外活動、ボランティア活動、各学年とクラスとの連携を通じ学校活動に積極的に参加する活動を行っていること、役職員については、寄付行為にのっとり役員を教職員、保護者、卒業生、同僚学識経験者などで選出していること、朝鮮学校に子供を送っている保護者、卒業生、学識経験者たちは総聯関係者と総聯系同胞たちであり、総聯関係者が役職員に選出される場合は、寄付行為に掲げている学園の理念を遵守すること、理事会の意思決定に従うことを条件にしていること、校長が教職同の役員になっていること、朝鮮学校の管理運営については、学園理事会が行っていること、教育会は日本のPTAにあたる教育関係団体で教職員や保護者が任意で入会し、保護者の大多数が総聯系の同胞であるため総聯や

総聯関連団体の役員を含むこと、また、法人の役員も保護者が含まれていること、朝鮮総聯の協力の下に、教育会が責任をもって進めているなどとする朝鮮総聯のホームページの記述は正確ではないため、記述の変更を朝鮮総聯に要請していることなどを回答した（乙第8号証）。

イ 支援室は、平成23年11月11日、九州朝鮮中高級学校に対し、法人部門を含む中高級学校の貸借対照表には、長期借入は記載されていないにもかかわらず、校地・校舎が仮差押えされていること理由・経緯について、文書により照会した（乙第9号証）。

これに対し、九州朝鮮中高級学校からは、学校には貸借対照表に未記載の借入は存在せず、借入については提出済みの貸借対照表に記載しているものに限られること、仮差押えは株式会社整理回収機構（以下「機構」という。）によるものであり、現在、機構との間で、仮差押えの原因となる借入が九州朝鮮中高級学校によるものであるか否かについて訴訟において係争中であることを回答した（乙第10号証）。

ウ 支援室は、平成23年12月2日、各朝鮮高級学校に対し、過去5年間における都道府県及び市町村からの補助金等の交付の有無等を、文書により照会した（乙第11号証）。

これに対し、九州朝鮮中高級学校は、補助金の交付を受けていること、過去、福岡県と北九州市から受給している補助金について、一部重複して受領していたことに関し問題を指摘されたことがあることを回答した（乙第12号証）。

エ 支援室は、九州朝鮮中高級学校に対し、平成24年1月19日、理事会・評議員会の開催が確認できる書類（出席者への旅費・謝金、飲食代等の領収書や委任状等）の提出、法人内での理事等の印鑑の管理の有無、長期借入の有無を、文書により照会した（乙第13号証）。

これに対し、九州朝鮮中高級学校は、理事会・評議員会に関する上記書

類はないこと、議事録の署名・押印については寄附行為の規定に則って、記名・押印していることなどを回答した（乙第14号証）。

オ 支援室は、平成24年3月30日、各朝鮮高級学校に対し、①「全国の朝鮮初中級学校から選抜された生徒約100人が1～2月に北朝鮮を訪問し、故金正日氏、金正恩氏への忠誠を誓う歌劇を披露していた」との報道の真偽等について、②金正恩氏の肖像を教室内に掲示しているかについて、③「故金正日氏の葬儀について、朝鮮学校の施設が使用され、生徒の動員が行われた」との報道の真偽についてなどを、文書により照会した（乙第15号証）。

これに対し、九州朝鮮中高級学校は、①について、「生徒2名、教職員1名参加しましたが、学校行事としての参加ではありません。又、高級部の生徒は含まれていません。」、②について、「掲示しておりません。また、検討しておりません。」、③について、「追悼行事のため組織された『追悼委員会』から学園の施設の使用申請があったので、通常の一般貸し出しと同じ手続きにしたっがてお貸ししました（原文ママ）。生徒に出席の指示または呼びかけなどは行っておりません。」などと回答した（乙第16号証）。

カ 支援室は、平成24年8月24日、各朝鮮高級学校に対し、同年6月18日付けの新聞記事による、「今月5～7日に全国の朝鮮学校長を対象に開かれた講習には、校長69人が出席。許議長が『金正恩指導体系が確立されるよう確実に教育せよ』と指示した。」との報道に関して、同年6月5日から7日までの間に朝鮮総聯又は他の団体による講習会に高級学校の校長その他の教員が参加した事実の有無、教育内容に関して特定の示唆を受けた事実の有無についてなどを、文書により照会した（乙第17号証）。

これに対し、九州朝鮮中高級学校は、全国朝鮮高級学校校長会が主催する全国朝鮮学校校長講習会に教務部長が参加したこと、教育内容に関し、

特定の示唆を受けることはなかったことを回答した（乙第18号証）。

キ 支援室は、平成24年10月5日、各朝鮮高級学校に対し、「各朝鮮高級学校から2～3人ずつ選ばれた生徒が在日朝鮮青年同盟代表団として、教員や朝鮮大学校生らと8月23日～9月1日に平壤を訪問し、金正恩第1書記に忠誠を示す行事に参加した」との報道に関して、当該行事である「青年節慶祝大会」への生徒、教員の参加の有無、参加した生徒による決意文読み上げの有無、朝鮮総聯の関与の有無についてなどを、文書により照会した（乙第19号証）。

これに対し、九州朝鮮中高級学校は、「青年節慶祝大会」に生徒1名及び生活指導教員1名が参加したこと、同行事について、金第1書記名による参加指示はなかったこと、夏休みに在日朝鮮青年同盟の募集にそって、希望者が個人的に参加しているもので、学校の関与はなかったことなどを回答した（乙第20号証）。

ク 支援室は、平成24年10月19日、各朝鮮高級学校に対し、「朝鮮総連が故・金日成主席、金正日総書記の肖像画を新しい肖像画『太陽像』に10月中に交換するように指示した」との新聞報道に関して、朝鮮総聯等からの新たな肖像画の購入に関する案内又は指示の有無等についてなどを、文書により照会した（乙第21号証）。

これに対し、九州朝鮮中高級学校は、「指示はありません。購入予定はありません。」と回答した（乙第22号証）。

(3) 支援室から照会された事項に対する朝鮮高級学校側の回答は、前記(2)のとおり、北朝鮮や朝鮮総聯による影響を否定するような記載ではあったものの、一方で、「民族科目に対しては、(中略)総聯の協力を得ています」、「任意で加入しています」、「(役員員については)「保護者、卒業生、同胞学識経験者などで選出し(中略)保護者、卒業生、学識経験者たちは総聯関係者と総聯系同胞たち」、「校長は教職員の役員になっています」(乙第8号証1、

2ページ)と回答するなど、客観的には朝鮮総聯の協力を得たり、朝鮮総聯傘下の団体に加入、活動するなどしていることがうかがわれるような内容があるばかりか、朝鮮総聯のホームページ(乙第23号証)にも、「朝鮮総聯は、すべての同胞の民族的尊厳を守り、彼らが朝鮮人の魂をもって堂々と生きていけるように民族教育事業と文化啓蒙活動を繰り広げている。」(1ページ)、朝鮮総聯と在日同胞は、幼稚園から初級学校、中級学校、高級学校、大学校にいたる120余校の各級学校を日本各地に設立して、在日同胞子女に民主主義的民族教育を実施している。」(2ページ)、「朝鮮総聯は、日本の都道府県ごとに47の地方本部をおいている。」(3ページ)、「地方本部は、中央本部の決定と方針にしたがって管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する。」(同ページ)、「朝鮮総聯の地方本部は、当該地域を区分して支部をおいている。」(4ページ)、「地域の集团的指導機関である支部常任委員会は委員長、副委員長、専門部署役員、管下の団体責任者、校長などによって構成される。」(同ページ)などの揭示をしているほか、「2. われわれは、民主主義的民族教育を強化・発展させ、広範な在日同胞子弟を、民族性を所有し知徳体を兼備した有能な民族人材、真の愛国者に育てる。」(5ページ)、「7. われわれは、朝鮮民主主義人民共和国を熱烈に愛し擁護し、合弁・合作と交流事業を経済、文化、科学技術の各分野において強化し、国の富国発展に特色のある貢献をする。」(同ページ)などの朝鮮総聯綱領を示している。

(4) また、前記3(2)オないしク(35ないし36ページ)の内容の報道のほかに、平成22年2月11日には、北朝鮮が過去半世紀以上にわたり日本国内の朝鮮学校に対して総計約460億円の資金提供を行っていたという新聞報道(乙第24号証の1)、同年3月11日には、朝鮮学校で使用されている教科書には故金正日氏の決裁が必要という新聞報道(乙第24号証の2)が、同年9月26日には、朝鮮学校の生徒のうち朝鮮総聯の幹部等の子供は学費

が免除されており、朝鮮高級学校の場合には、朝鮮総聯が学費と同程度の額を教育手当として出すこととされており、同手当は、生徒や保護者が受け取らず、学校側の会計上で学費と相殺する形で処理されているとの新聞報道(乙第24号証の3)が、平成23年10月26日には、朝鮮学校の校舎や敷地が朝鮮総聯の関連する金融機関の債務の担保となっており、そのうち高級学校を含む13校の校舎及び敷地が、同金融機関の破綻を受けて、仮差押えがされているとの新聞報道(乙第24号証の4)が、同年11月1日には、朝鮮総聯が朝鮮学園の理事会議事録を偽造したという新聞報道(乙第24号証の5)が、平成24年10月17日には、前記3(2)ク(36ページ)の照会に係る新聞報道の中に、肖像画の交換の対象となるのは、朝鮮高級学校を含み、肖像画は朝鮮総聯中央宣伝広報局が一括して準備するとの記載(乙第24号証の6)があるなど、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校と北朝鮮及び朝鮮総聯との関係を指摘する報道が度々されていた。

(5) その他にも、①在日本大韓国民団発行『民団新聞』(2011.1.1)に「総連の新たな内部文書を公開し、『朝鮮学校は金日成一金正日親子へ「忠誠の電文」を送るという思想・政治運動を学校ぐるみで展開している』と批判」との記載があること(乙第25号証の1)、②在日本大韓国民団発行『民団新聞』(2010.3.17)に「こうした問題(引用者注：思想教育の問題)は朝鮮学校の上部団体が朝鮮総連であり、人事や配置まで朝鮮総連の指示を受けるといふ『垂直支配』に起因している」との記載があること(乙第25号証の2)、③北朝鮮報道機関『労働新聞』(2012.4.4)に「総連は、我が共和国の堂々たる海外同胞組織であり、在日朝鮮学校は、総連組織が運営する合法的な民族教育機関である。」との記載があること(乙第25号証の3)、④在日本朝鮮人総聯合会中央常任委員会発行『朝鮮総聯』(1991.2.1)に「朝鮮学校の管理運営は、朝鮮総聯の指導のもとに、教育会が責任をもって進めている。」との記載があること(乙第25号証の4)、

⑤北朝鮮による拉致被害者家族会連絡会及び北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会作成に係る平成22年8月25日付け「朝鮮学校への国庫補助に反対する要請文」に「朝鮮学校の生徒らは、学内で組織運営されている『在日本朝鮮青年同盟（朝青）』という政治組織に全員加盟して、北朝鮮の金正日政権を支える政治活動に参加しています。…（中略）…総連は世論喚起のデモや集会に朝鮮学校生徒を『朝青』組織を通じて大々的に動員しています。朝鮮学校は純粋な教育機関ではなく、拉致被害者をいまだに帰さない朝鮮労働党の日本での工作活動拠点なのです。」との記載があること（乙第26号証。なお、同要請文は、同日付けで文部科学大臣宛てに提出されている。）、⑥在日本大韓民国中央本部作成に係る平成22年（2010年）7月27日付け「朝鮮学校『高校無償化』に関する申し入れ書」に「問題は教育を受ける子供たちの側にあるのではなく、教育機関たる朝鮮学校そのものにあるのです。…（中略）…朝鮮学校は運営面においても教科内容の面においても、また教育全般面においても朝鮮総連の指導を通じ北朝鮮政府の完全なコントロール下であり、日本社会一般の常識をはるかに越えるような教育、指導が行われています。」との記載があること（平成24年（2012年）2月13日付け「朝鮮高級学校『高校授業料無償化・就学支援金支給制度』についての申し入れ書」も同旨。乙第27号証の1及び2。なお、各申入れ書は、それぞれ同日付けで文部科学大臣宛てに提出されている。）、⑦公安調査庁作成に係る内外情勢の回顧と展望（平成25年（2013年）1月。平成24年の調査及び情報の収集・分析に基づくもの）に、「朝鮮総連は、我が国政府の『高校無償化』措置に関し、かねて朝鮮人学校生徒への適用を実現すべく諸活動に取り組んできたところ、2月から3月までの間、日本人支援者らを前面に出して『無償化』適用を求める集会や街頭署名運動などを集中的に実施した。また、7月から9月までを『無償化』適用実現のための『3か月集中戦』期間に設定し、主として朝鮮人学校の教職

員，父兄，生徒らを動員して，各地で街頭宣伝活動を繰り広げたほか，我が国政府や政界関係者に対する要請活動などを行い，早期の適用を改めて求めた。」との記載があること（乙第28号証13ページ），⑧公安調査庁作成に係る内外情勢の回顧と展望（平成24年（2012年）1月。平成23年の調査及び情報の収集・分析に基づくもの。）に，「7月に開催された『総聯の新たな全盛期を開くための中央熟識者大会』では，『朝鮮人学校への生徒勧誘活動に取り組み，来年度の学生数増加が確定了した』との記載（乙第29号証13ページ），「思想教育においては，特に，権力の『世襲』に対する組織内の否定的な反応に留意しつつ，段階的に学習・伝達の対象を拡大していくものとみられる。また，組織拡大に向けては，基層組織と並んで，卒業生や生徒父兄なども含め多数の在日韓国・朝鮮人と関わりを有する朝鮮人学校を『活動の拠点』と位置付け，『同胞再発掘運動』の活発化に努めていくものとみられる。」との記載（同号証14ページ）があること，⑨公安調査庁作成に係る内外情勢の回顧と展望（平成23年（2011年）1月。平成22年の調査及び情報の収集・分析に基づくもの。）に，「朝鮮総聯は，2010年（平成22年）初頭から，第22回全体大会（22全体会）に向け，活動を活発化させた。…（中略）…朝鮮人学校への生徒勧誘活動や会員に対する思想教養活動などの組織強化に向けた活動に集中的に取り組むなどして大会への気運醸成に努めた。」との記載（乙第30号証13ページ），「朝鮮総聯は，我が国政府の『高校無償化』措置に関し，朝鮮総聯中央に『対策委員会』を設置し（2月），朝鮮人学校生徒への『無償化』適用実現に向けた活動に組織を挙げて取り組んだ。これら活動では，主に，朝鮮人学校教職員・父兄・生徒，日本人支援者らを前面に出して，『無償化』適用を求める世論の幅広い喚起に努め，我が国政府や政界関係者への要請活動，記者会見，集会・デモ，街頭署名運動などを継続的に実施するとともに，…（中略）…，早期の適用を改めて求めた。」との記載があること（同号証14ページ），

⑩公安調査庁作成に係る内外情勢の回顧と展望（平成22年（2010年）1月。平成21年の調査及び情報の収集・分析に基づくもの。）に、「朝鮮総聯は、…（中略）…活動家・会員に対する思想教育を強化するとの方針を改めて打ち出した。」、「朝鮮総聯は、…（中略）…活動家1人が自己に割り当てられた在日朝鮮人5世帯に対する教育・宣伝普及の責任を負う『5戸担当宣伝員体系』の再整備に努める」との記載があること（乙第31号証14ページ）、⑪公安調査庁作成に係る内外情勢の回顧と展望（平成21年（2009年）1月。平成20年の調査及び情報の収集・分析に基づくもの。）に、「各地方組織では、組織色を薄めた文化・体育サークル設置や福祉活動など、幅広い在日韓国・朝鮮人を取り込む『受け皿』づくりなどを行った」との記載（乙第32号証12ページ）、「朝鮮総聯は、…（中略）…北朝鮮建国60周年に際しては、幹部活動家、若手活動家、商工人など各階層別の代表団を総勢数百人規模で北朝鮮に派遣し、…（中略）…これら代表団の一部は朝鮮労働党幹部から、思想教育の徹底などを図るよう指導を受けた。」との記載があること（同号証12、13ページ）など、朝鮮高級学校が朝鮮総聯や北朝鮮と関係があり、同校において適正な学校運営がされていないと疑われる事情や、⑫産経新聞（平成23年11月18日）において、朝鮮総聯の元幹部の告発であるとして、「朝鮮学校への自治体からの補助金が、在日朝鮮人総連合会（朝鮮総連）に流用されていた疑いがあることが17日、分かった。…（中略）…学校資金の流用に関する証言は複数あり、補助金を担保にした資金調達も行われていたという。」、「流用は教育会会長らしか知らず、児童・生徒の保護者からの寄付金などで補填し、帳簿上の帳尻を合わせたという。」との記載があること（乙第33号証の1）、⑬産経新聞（平成22年2月21日）において、「朝鮮学校で、学費納入時に在日朝鮮人総連合会（朝鮮総連）傘下団体の活動費を同時に徴収していたことが20日、内部資料から分かった。朝鮮総連が学校行事で寄付名目などで保護者らから

多額の資金を吸い上げていた実態も判明。」、「総連関係者は『集めた金が総連中央や北朝鮮に渡るのは当然で、仕方ないとあきらめている保護者、関係者は多い』と指摘。『無償化が適用されても集金圧力が弱まるわけではなく、学校と総連が一体である限り、結局、われわれの知らないところに消えてしまおう』と話している。」との記載があること（乙第33号証の2）、④上記で述べた在日本大韓民国民団中央本部作成に係る各申入れ書に「就学支援金が…（中略）…本来の趣旨から外れて実際には朝鮮総連への迂回支援に繋がることが本団は憂慮するものであります。」との記載があること（乙第27号証の1及び2）など、朝鮮総連が朝鮮高級学校を利用して資金を集めていると疑われる事実があった。

(6) さらに、上記の平成22年1月に出された公安調査庁の「内外情勢の回顧と展望」（乙第31号証）の中の報告において、「朝鮮総連は、朝鮮人学校での民族教育を『愛族愛国運動』の生命線と位置付けており、学年に合わせた授業や課外活動を通して、北朝鮮・朝鮮総連に貢献し得る人材の育成に取り組んでいる。朝鮮人学校では、一律に朝鮮総連傘下事業体『学友書房』が作成した教科書を用いた朝鮮語での授業を行っている。例えば、高級部生徒用教科書『現代朝鮮歴史』では、北朝鮮の発展ぶりや金正日総書記の『先軍政治』の実績を称賛しているほか、朝鮮総連の活動成果などを詳しく紹介している。朝鮮総連は、このほか、教職員や初級部4年生以上の生徒をそれぞれ朝鮮総連の傘下団体である在日本朝鮮人教職員同盟（教職同）や在日本朝鮮青年同盟（朝青）に所属させ、折に触れ金総書記の『偉大性』を紹介する課外活動を行うなどの思想教育を行っている。」とされていた（同号証14ページ）。

加えて、平成22年11月17日の参議院予算委員会において、公安調査庁長官により、「朝鮮総連は、朝鮮高級学校などの朝鮮人学校での民族教育を愛族愛国運動の生命線と位置付け、北朝鮮、朝鮮総連に貢献し得る人材の

育成に励んでいるところでございます。そして、朝鮮総連の影響は、朝鮮人学校の教育内容、人事、財政に及んでいると、このように承知しております。(中略) 教育内容には、朝鮮人学校におきます教科書を見えますと、朝鮮総連の傘下事業体であります学友書房が作成した教科書を用いて、北朝鮮の差展ぶりあるいは金正日総書記の実績を称賛する内容が含まれていると、このように承知いたしております。」との答弁がなされていた(乙第34号証)。

(7) 文部科学大臣は、以上のような事実関係を前提として、朝鮮高級学校に対する北朝鮮や朝鮮総連の影響力は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる「不当な支配」に当たらないことや適正な学校運営がされていることについて十分な確証を得ることができず、就学支援金を支給したとしても、授業料に係る債権に充当されることが懸念され、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について、本件規程13条に定める「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づき学校の運営を適正に行わなければならない。」との基準に適合するものとは認めるとは至らないと判断した。

(8) 文部科学大臣は、平成25年2月20日、本件省令1条1項2号ハを削除する改正省令を制定するとともに(乙第35号証)、本件法人に対し、九州朝鮮中高級学校が本件省令1条1項2号ハの指定の基準である本件規程13条に適合するものとは認めるとは至らなかったこと、及び本件省令1条1項2号ハを削除したことを理由として、本件不指定処分をした(乙第36号証)。

4 文部科学大臣の判断は不合理とはいえないこと

文部科学大臣が行った前記3(7)の判断は、本件申請に対する審査の過程において明らかになった前記3(1)ないし(6)の事実関係をその前提としてされたものであり、当該前提事実の収集方法、その評価において問題となるような事情はないから、文部科学大臣の当該判断は、専門的、技術的判断として不合理

なものとはいえない。

したがって、「九州朝鮮高校は『規則ハ号規程』の各要件をすべて充たしていることから、高校無償化の対象校として指定されなければならないにもかかわらず、文部科学大臣は、2013年(平成25年)2月20日、九州朝鮮高校を無償化の対象校として指定しない本件処分をしたことは無償化法等の関連法規に反しており、明らかに違法である」(訴状32ページ)とする原告らの主張には理由がない。

また、原告らは、「被告は、今日に至るまで朝鮮高校を無償化法の対象校として指定していない。当該被告の不作为も同様に無償化法等の関連法規に反しており、明らかに違法である」(同ページ)と主張するが、文部科学大臣は、本件申請に対しては、本件不指定処分をもって応答しており、何ら作為義務を負うものではない。また、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったのであるから、現在において、同処分を撤回して、指定処分をしなければならぬ理由もない。したがって、この点についての原告らの主張にも理由がない。

第6 本件省令1条1項2号ハの規定の削除は支給法の委任の範囲を逸脱したものであること

1 原告らの主張

原告らは、「規則ハ号は無償化法の制定趣旨から見ると、まさに文部科学大臣の判断権限を羈束するという無償化法の要請に則った重要な規定であった。とするなら、規則ハ号の削除は、無償化法が想定した文部科学大臣の判断権限を羈束することを覆し逆に恣意的権限を付与するに等しく、法律の委任の範囲を逸脱し、無償化法に違反するとともに、憲法73条6号本文に違反する」と主張する(訴状26, 27ページ)。また、「不指定となったのは『朝鮮高校だけ』である」ことをもって、「今回の朝鮮高校の不指定がいかに恣意的であ

り不合理なものかが分かる」，「結局のところ，被告は，朝鮮共和国問題という外交上の理由を教育の場に持ち込んだものである」と主張する（同27ページ）。

しかしながら，文部科学大臣が行った本件省令改正は，同大臣の裁量権の範囲を逸脱するのではなく，違法ではない。以下詳述する。

2 本件省令を制定し改定する文部科学大臣の判断には裁量があること

支給法は，2条1項において，就学支援金支給の対象学校を定めている。そして，同項5号は，「専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る，（後略）」と規定しており，これを受けて本件省令が制定されているところ，その委任の趣旨は，前記第3（17ないし22ページ）で述べた国会での支給法案の審議における政府側説明にもあるとおり，どのような各種学校を高等学校の課程に類する課程を置くものとして就学支援金支給の対象学校とするのが相当であるかを定めるに当たっては，その基準や評価方法等について専門的，技術的な検討を要するため，「高等学校の課程に類する課程を置く」ということの内容を含めてどのような各種学校を当該課程を置くものとして就学支援金支給の対象学校とするかの判断を，上記の専門的，技術的検討をすることができる文部科学大臣に委任し，それを文部科学省令である本件省令において定めることとす点にあるのである。

したがって，本件省令において就学支援金支給の対象学校とする高等学校の課程に類する課程を置く各種学校の基準や評価方法をどのように定めるかについては，支給法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において，文部科学大臣に専門的・技術的な観点からの裁量権が認められているというべきである。

3 本件省令1条1項2号ハの削除を理由に本件不指定処分が違法になるとはいえないこと

本件省令1条1項2号ハに基づき支給対象外国人学校の指定としては，平成

23年8月30日にホライソソジヤパンインターナショナルスクールが、同年12月2日にコリア国際学園が、それぞれ本件規程が定める判断の基準及び手続等に基づいて指定されている。しかし、この2校以外で同号ハに定める外国人学校に該当する可能性があると考えられていた朝鮮高級学校については、指定に係る審査の過程において、強制的に立入り調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があることが明らかになり、前記第5（29ないし44ページ）のとおり、本件規程13条に適合すると認めるに至らないと判断され、他方、当時、上記の2校以外には同号ハによる指定を求める外国人学校はなく、同号ハを存続させる必要性もないことから、同号ハを削除する本件省令改正をしたのである。本件省令改正は以上の理由により行われたものであり、これが文部科学大臣の裁量権の範囲を逸脱・濫用し、支給法の委任の範囲を逸脱するものといえることはできない。

なお、九州朝鮮中高級学校は本件規程13条に適合するものとは認められるに至らないと判断されるものであるから、仮に本件省令改正が支給法2条1項5号の委任の趣旨を逸脱するものであるとしても、本件不指定処分が違法となることはあり得ない。

4 本件省令1条1項2号ハの削除に関する原告らの主張が誤りであること

原告らは、本件省令1条1項2号ハの規定を「文部科学大臣の判断権限を羈束するという無償化法の要請に則った重要な規定」としているが、その根拠は明らかではない。

前記第2の2(3)のとおり、本件省令1条1項2号は、外国人学校の属性に応じて同号イからハマまでの規定を定めるのみであり、特段同号ハの規定が文部科学大臣の判断権限を羈束するものではない。また、前記2及び3のとおり、そもそも、本件省令において就学支援金支給の対象学校とする高等学校の課程に類する課程を置く各種学校の基準や評価方法をどのように定めるかについては、文部科学大臣に専門的・技術的な観点からの裁量権が認められているとこ

る、本件省令改正には合理的な理由があり、同大臣の裁量権の範囲を逸脱・濫用するものではない。

したがって、支給法（無償化法）の制定趣旨からすれば、文部科学大臣には、規則ハ号について、職制裁量しか認められず、同号の削除は法律の委任の範囲を逸脱し、憲法73条6号本文に違反するという原告らの主張には理由がない。また、本件省令改正に至るまでには、上記のとおり、指定の基準を満たすかどうかの密査に限界があったことや、朝鮮高級学校が本件規程の指定に係る基準に適合すると認めるに至らなかったことなどの経緯があるのであって、本件省令改正の理由は恣意的なものでも外交上の理由でもない。

したがって、原告らの主張には理由がない。

第7 本件不指定処分は行政手続法6条及び7条に違反するものではないこと

1 原告らは、ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア学園の審査期間を理由として、本件申請から処分までの相当期間は長くとも13か月であると主張した上で、注意義務違反を基礎づける事実として、「2年2か月以上にわたる放置」（訴状20ページ）を挙げ、これをもって本件不指定処分が行政手続法7条に違反すると主張する（訴状第3・19ないし22ページ）。

2 この点、まず、答弁書（11ページ）で認否したように、ホライゾンジャパンインターナショナルスクールは、本件規程14条1項に基づき申請から約9か月で本件省令1条1項2号ハによる指定を受け、コリア国際学園は、同申請から約6か月で同指定を受けている。この点をおくとしても、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校については、前記第5の3で述べたとおり、慎重な調査等を行う事情が認められたのに対し、ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア国際学園については、そのような事情は認められなかったのであるから、このようなことも踏まえずに単純にこれら外国人学校と比較

することは相当ではない。

また、前記第5の3で述べた事情のほかに、本件不指定処分までに一定の期間を要した事情として、朝鮮高級学校に対する審査手続が一時停止されたという事情がある。これは、平成22年11月23日に起きた北朝鮮による韓国領延坪島への砲撃事件を契機としたものであるが、同事件により国民の生命と財産、秩序の安定が脅かされかねない不測の事態に備え、万全の態勢を整える必要があるような事態の中、同事件についての報道状況や世論も踏まえると、本件規程15条で文部科学大臣が指定を行うおうとするときは意見を聴くこととされている審査会の委員が静謐な環境の中で（報道状況や世論にとらわらず）公正な審査を行うことができるかどうかについて懸念があったからである。

すなわち、当時、北朝鮮による上記砲撃事件を契機として大韓民国との戦争が勃発する可能性も否定できない緊急事態であるとの報道もあつた中で、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮高級学校を就学支援金の支給対象とするか否かについて、審査会の委員が、平常時のように客観的かつ公正な審査を行うことができなくなるおそれが否定できず、審査手続の継続によって、かえって朝鮮高級学校の利益が害されることを回避する必要があつたため、審査手続を一時停止せざるを得ない状況にあつた。

このことは、平成23年3月8日における参議院予算委員会において、審査手続の停止に関する質問（又市征治委員）に対し、高木文部科学大臣（当時）が、「国家の安全にかかわる事態の中で、審査の手続があのような状況の中で正常に行われるかどうか、これも懸念があつたのでございます。」（乙第37、号証37ページ）、「そういう状況の中において、審査が静ひつな環境の中で行われるかと、これは本当に懸念がありました。」（同ページ）と答弁し、菅内閣総理大臣（当時）が、「高木文科大臣の方からもお話がありました。昨年11月23日の北朝鮮の砲撃というのは、我が国にとつても国家の安全にかかわる重大な事態というふうに認識をして、国内においても、政府を挙げて情

報収集に努め、また不測の事態に備えて国民の生命、財産を守るための万全の体制を整えるという見地から行動いたしました。そういう中で、この問題について手続を一旦停止をいたしました。決して差別ということで行ったということではありません。」(同ページ)と答弁していることにも現れている。

また、菅内閣総理大臣が、平成23年(2011年)8月29日、高木文部科学大臣に対し本件審査手続を再開するよう指示を与えたのは、同審査手続を停止してから約9か月が経過し、その間に、北朝鮮が当該砲撃に匹敵するような軍事行動を採らなかったこと、同年7月に南北間及び米朝間の対話が行われるなど北朝鮮と各国との対話の動きが生じていること等を踏まえ、当該砲撃以前の状況に戻ったと総合的に判断できるに至り、朝鮮高級学校を就学支援金の支給対象とするか否かについて、客観的に本件規程に適合するか否かの審査を行い公正に判断をすることができないおそれがある状況が解消されたと判断されたためである(同号証37ページ)。菅内閣総理大臣の「砲撃以前の状態に戻ったと総合的に判断される段階が早く来ることを期待をいたしているところでもあります。」との発言。乙第38号証)。

そして、前記第5の3(32ないし43ページ)のとおり、文部科学大臣は、審査手続再開後は、速やかに九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校について、指定の基準を満たすか否かの判断をするために種々の方策を執りながら慎重に審査を継続し、審査会における意見等も踏まえ、最終的に本件申請について本件規程13条に適合すると認めるに至らないとの判断に至り、同判断後は速やかに本件不指定処分を行った。

この点、審査会における審査状況(乙第6号証の1ないし4)を見ても、①第4回審査会(平成23年11月2日)において、「朝鮮高級学校の審査に当たっては、これまで審査を行ってきたケースと異なり、時間がかかる可能性がある。懸念される点が多く指摘されていることもあり、いろいろなことを明らかにしていく必要があるのではないか。」との意見(乙第6号証の1・1ペー

ジ)が出され、②第5回審査会(同年12月16日)において、「朝鮮高級学校と朝鮮総連との関係など学校運営に不透明なことがあれば、疑念がないようになりアにしていく必要があるのではないか。」との意見(乙第6号証の2・1ページ)が出され、③第6回審査会(平成24年3月26日)において、「法令違反とまで判断しがたい場合でも、適正に学校運営が行われているかどうかは慎重に判断すべきではないか。」「いくら確認しても、すっきり指定することができるようにはならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいとも思われる。」「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか。」との意見(乙第6号証の3・1, 2ページ)が出され、④第7回審査会(同年9月10日)において、「こちらも捜査権があるわけではないので、(引用者注：報道等で指摘されている事実に関する)真偽の確証を得ることについては限界がある側面もある」との意見(乙第6号証の4・1ページ)が出されるなどしており、審査の過程で、朝鮮高級学校について法令に基づく適正な学校運営がされていることに疑念が生じ、審査に時間を要したことは明らかである。

以上述べた経緯から、審査に一定の期間を要したものであり、文部科学大臣が不当に審査を放置していたなどという事実はない。なお、行政手続法7条は、「遅滞なく」当該申請の審査を開始しなければならぬと規定しているが、正当な理由による遅滞は許容されると解される(塩野宏ほか・条解行政手続法154ページ)。そして、直ちに申請の審査を開始したとしても公正な判断を下せず、申請者の権利利益が害されるおそれがある場合には、当該状況がやむまで審査を開始しなかったとしても、同法7条に違反するものではない。

以上のとおり、本件不指定処分は一定の期間を要したことには合理的な理由があるから、本件不指定処分は行政手続法6条及び7条に違反するものではなく、原告らの主張には理由がない。

なお、仮に本件不指定処分に行政手続法6条及び7条に違反する事由があるとしても、前記第5の4(43ないし44ページ)で述べたとおり、文部科学大臣の上記判断は不合理なものではなく、九州朝鮮中高級学校は実体的に本件省令1条1項2号ハによる指定を受けられない外国人学校であるから、結局のところ原告らには本件不指定処分を取り消す利益はなく、その意味においても、上記事由は本件不指定処分の違法を根拠づける事由になるものではないといわねべきである。

〔 第8 本件不指定処分は憲法ないし条約等に違反しないこと

1 本件不指定処分は憲法14条等に違反しないこと

原告らは、本件不指定処分が憲法14条、26条、国際人権法(世界人権宣言26条、国際人権A規約2条2項、13条、国際人権B規約26条、児童の権利に関する条約2条、28条、人種差別撤廃条約5条)に規定する原告らの平等権を侵害すると主張する(訴状22、23ページ)。

しかしながら、前記第5の3(32ないし43ページ)のとおり、本件不指定処分は、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないことを理由としてされたものであり、本件規程に定める指定の基準及び手続等を離れて、原告らのみを差別して不指定としたというものではない。そして、指定の基準を満たす学校及びその生徒等とその基準を満たさない学校及びその生徒等との間で取扱いが異なるのは、当然のことであり、これが不合理な差別的取扱いに当たるものではないから、本件規程13条不適合を理由として行った本件不指定処分が憲法14条等に違反するとの原告らの主張には理由がない。

2 本件不指定処分は民族教育の授業料について経済的援助を受ける権利等を侵害するものではないこと

原告らは、「無償化法の制定により、中等教育の授業料について経済的援助

を受ける権利及び民族教育についても授業料について経済的援助を受ける権利が具体化された。」(訴状23ページ)とした上で、本件不指定処分が、憲法13条、26条、98条2項、国際人権法(国際人権B規約27条、児童の権利に関する条約30条、ライプツィヒ権利宣言4条3項)に違反すると主張する。

しかしながら、前記第5の3(32ないし43ページ)のとおり、本件不指定処分は、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らないことなどを理由とするものであり、原告らのみを差別して不指定としたものではなく、また、九州朝鮮中高級学校における原告らの人格形成及び学習権等を何ら否定するものでもない。したがって、原告らが主張する権利が憲法上具体的な権利として保障されたものか、原告らが指摘する条約に自動執行力があるかという問題を論ずるまでもなく、本件不指定処分が憲法13条等に違反するとの原告らの主張には理由がない。

第9 本件不指定処分及び本件申請に対する審査について国賠法上の責任が認められないこと

1 国賠法上の違法の意義

国賠法1条1項は、権利ないし法益の侵害があることを前提として、公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定している(最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ)。また、同項の違法性は、抗告訴訟において問題とされる行政処分の効力要件に関しての違法性とは区別され、行政処分の違法性が認められるからといって、直ちに国賠法上の違法性が認められるわけではない。同項の違法性は、公務員が行為規範に違反したか否かによって判断されるべ

きであるから、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該処分をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同項の違法性が認められることになる（最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ）。

2 本件不指定処分等について国賠法上の違法性は認められないこと

前記第5（29ないし44ページ）のとおり、文部科学大臣は、九州朝鮮中高級学校の本件規程への適合性を審査し、平成25年2月20日、九州朝鮮中高級学校が本件省令1条1項2号ハに係る指定の基準である本件規程13条に適合すると認めるに至らなかったこと、及び、本件省令1条1項2号ハの規定を削除したことを理由として、本件不指定処分を行ったものであり、本件不指定処分は支給法に違反するものではなく、文部科学大臣の当該判断に職務上の義務違反はない。また、本件不指定処分後に今日に至るまで九州朝鮮中高級学校を指定していないという不作为に職務上の義務違反はない。

また、前記第6（44ないし47ページ）のとおり、本件省令改正も支給法の委任の趣旨に反するものではないから、文部科学大臣の当該判断に職務上の義務違反はない。

さらに、前記第7（47ないし51ページ）のとおり、文部科学大臣が本件不指定処分をするまでに一定の期間を要したのは、北朝鮮による砲撃事件が起こったことにより、本件申請に対する審査が公正に行うことができるか懸念があったことによる審査手続の停止期間があったことや九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校について、指定の基準を満たすか否かの判断について慎重な審査が継続されていたことによるものであり、そこに何らの職務上の義務違反も認められない。

したがって、原告らの国家賠償請求も理由がない。

3 相互保証があることにつき原告らの立証がされていないこと

外国人である原告らについては、日本国に対する損害賠償請求権が認められ

るには、当該外国の国家賠償制度において、「相互の保証」（国賠法6条）があることを要する。そして、かかる相互保証があることの主張立証責任については、「外国人が、国家賠償法1条・2条によって、日本の国又は公共団体に対し、損害賠償請求をするには、同法6条による相互保証のあることを、主張立証しなければならぬ」（原告らにとって、自国の法制を明らかにすることは、そう困難ではない。）。相互保証のあることが、損害賠償請求権発生の要件であるからである。」（古崎慶長「国家賠償法」256ページ）と解されている。

しかるに、本件においては、原告らの国籍が明らかにされておらず、日本人が当該外国の公務員の違法行為によって被害を受けた場合に、当該外国に対して国家賠償を請求することができたとの主張、立証もされていないから、相互保証があるとは認められないといふべきである。

第10 結論

以上のとおり、原告らの請求にはいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上